

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年9月1日
担 当 課	広報広聴課

契約業者名・住所	1, 株式会社 NTTデータ・エム・シー・エス 代表取締役社長 飯塚 浩 松戸市松戸2059番地 2, FLCS 株式会社 千葉支店 支店長 啓佳 千葉県千葉市中央区新町3番地13
工事等の名称	広報用パーソナルコンピュータ賃貸借（長期継続契約）再リース
工事等の場所	松戸市が指定する場所
種 別	広報用パーソナルコンピュータ賃貸借（3者間契約）（2, を介して賃貸、賃借料の請求、受領を行なう）
工事等期間	令和8年7月1日～令和11年6月30日
契約金額	26,510円（1ヶ月あたりの賃貸借）
工事等の概要	広報用パーソナルコンピュータ賃貸借
随意契約の理由	現在導入している広報用パーソナルコンピュータ賃貸借については、 1 機器使用に関して、長期継続契約36ヵ月（令和5年7月1日～令和8年6月30日）の賃貸借期間が満了することとなるが、長期使用に伴う業務に支障を来たす致命的な障害は発生していない。 2 36ヵ月満了後も延長して賃貸借することにより、機器の月額賃貸借料を減額することができ、コストメリットが生じる。 3 重要情報等の保護が求められるため、業者の信頼性が特に要求される。 以上の観点より、現行賃貸借契約の機器に関し、36ヵ月間（令和8年7月1日～令和11年6月30日）の再リ

	ースを実施することが、運用及びコストに関して効率的と考える。 以上のことを踏まえ、本業務については、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 7 号の規定を適用し、現行の契約締結業者である株式会社 NTTデータ・エム・シー・エスを相手方として随意契約することが適法かつ妥当であると思料する。
--	--